



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
(コード番号6715 東証 第1部)
問合せ先 常務執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(電話番号 027-253-1006)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 74 回定時株主総会で定款一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任免除)及び第39条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6 月25日(木)
定款変更の効力発生日 平成27年 6 月25日(木)

以上